



事業者番号 440003195

関自貨第510号

許可書

首都圏産業株式会社

代表取締役 大橋 清 殿

平成15年 4月 7日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の經營は、次の条件を付し下記のとおり許可する。

条件

1. この許可是、運行管理者選任届の受理によって効力を生ずる。
2. 運輸開始は、許可の日から1年以内に行わなければならない。
3. 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の上積みである一般自動車損害保険（任意保険）等に加入しなければならない。
4. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

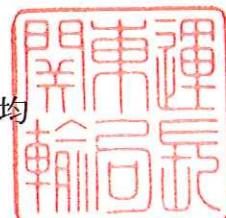
記

経営しようとする事業

一般貨物自動車運送事業

平成15年 7月17日

関東運輸局長 淡路 均



関東運輸局